令和元年８月

ポイント還元事業に

　関係される事業者様へ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　野洲市商工会

キャッシュレス・消費者還元事業に係る加盟店登録について

　平素は、当会の事業に各別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件について、経産省によりますと７月末現在キャッシュレス・消費者還元事業の加盟店登録は、全国で数百万社の想定に対し、２４万社にとどまっています。その原因として、キャッシュレス決済事業者と契約したものの、消費者還元事業の加盟店登録が漏れていることが考えられています。

つきましては、本事業の登録漏れがないよう、下記の事項にご注意いただき、手続きを済ませていただきますようよろしくお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

【ご注意いただきたい事項】

「既にキャッシュレス決済を導入済みの方は（ポイント還元への登録を別途行わなくても）自動的に支援対象となる」と誤認されている方がおられます。

ポイント還元の対象店舗となるには、決済事業者を通じて別途、ポイント還元への加盟店登録を申請する必要があります。決済事業者経由で本事業への加盟店登録をしなければ、本事業の対象店舗とはなりません。

また、加盟店登録の手続きには、加盟店ＩＤの発行が必要となりますが、ＨＰからの加盟店ＩＤ発行だけでは、本事業の加盟店登録にはなりません。

契約する決済事業者に加盟店ＩＤをお伝え頂き、決済事業者経由での加盟店登録をお願いいたします。

※ID発行と加盟店登録は異なります。加盟店登録は決済事業者経由でしか行えません。

まずは、ご契約の決済事業者へご連絡ください。

※参考：決済事業者検索はこちら

https://cashless.go.jp/franchise/settlement-company-typeB.html

なお、制度開始が近づくと、加盟店登録の申込みが急増し、制度開始に間に合わない可能性があります。可能な限り早く申込みをいただきますようよろしくお願いいたします。